

2021年4月版

傷 害 保 険 〈掛金・補償内容〉

改 定

自分がケガをした時の保険です。(病気は対象外)。

[一部のタイプでは特定感染症に感染した場合や、他人の物を壊したり、
他人にケガをさせた場合も対象となります。]

●2021年4月始期契約より24時間型のすべてのタイプに「特定感染症危険補償特約(新型コロナウイルス感染症を含む*)」が追加されました。

*今後、政令を踏まえて対象外となる可能性があります。

①対象: 老人クラブ会員に限ります。1人1口加入で年齢制限はありません。

加入手続きは所属の老人クラブの保険担当者が取りまとめる団体保険です。

②保険始期月

および保険期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2021年4月	2021年1月15日~3月15日まで	2021年4月1日午後4時から1年間

③掛金払込の条件: 加入依頼の人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上(追加の場合も同様)

※払込手数料は加入依頼者負担。老人クラブ・会員個人には保険証券・領収証は発行されません。

④補償範囲・掛金タイプ: 「24時間型:4タイプ」・「活動型:2タイプ」の6タイプから1人1つ選択してください。
複数口加入はできません。

⑤掛金・補償内容 [下記◆重要◆と併せてご確認ください]

タイプ		改定 24時間型				活動型	
補償内容 (保険金額)	1名あたりの 年間掛金	クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段: (活動中以外)のケガの補償額)				クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)の ケガを補償します。	
A 死亡保険金	12,000円	8,000円	5,000円	3,500円		1,000円	500円
B 後遺障害保険金(注2)	308万円 (138万円)	181万円 (96万円)	167万円 (82万円)	103万円 (58万円)		85万円	45万円
C 入院保険金日額(注3) 1事故につき30日限度	308万円 (138万円)	181万円 (96万円)	167万円 (82万円)	103万円 (58万円)		85万円	45万円
D 通院保険金日額 1事故につき30日限度	6,150円 (2,150円)	3,150円 (1,150円)	3,000円 (1,000円)	1,800円 (800円)		2,000円	1,000円
	3,700円 (1,100円)	2,050円 (750円)	1,900円 (600円)	1,100円 (450円)		1,300円	650円
特定感染症危険補償 (新型コロナウイルス感染含む)(注4)	対象となる保険金 B C D (注5) (A死亡保険金は対象外です)						
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)	1億円限度	1億円限度	⑥【クラブ活動中とは】 (1)「所属する単位クラブが予め計画・実施する活動」および (2)「市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催する活動イベント」ならびに (3)「老人クラブ関係者として他団体の活動」への参加・往復途上を含みます。 (4)事故証明者:単位クラブ関係者、参加した主催老連関係者				
地震・噴火・津波 危険補償	対象となる保険金 A B C D (注5)						
熱中症危険補償	対象となる保険金 A B C D (注5)						

⑦【補償内容(保険金額)について】

補償内容のうち上段は老人クラブ活動中のケガの補償額、下段()内は老人クラブ活動中以外のケガの補償額です。

◆重要◆

⑧(注1)往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出でから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。

⑨(注2)後遺障害保険金は、死亡保険金の補償額の内訳となります。後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%~100%が支払われます。2021年4月始期契約より、全タイプで後遺障害保険金が対象となりました。

⑩(注3)手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

⑪(注4)特定感染症危険補償特約。2021年4月始期契約より24時間型の全タイプに追加となりました。新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金について(除く死亡保険金、手術保険金)補償の対象となります。ただし、新型コロナウイルス感染症については、2020年12月1日時点となります。今後の政令によって変更となる可能性があります。

⑫(注5)特定感染症、地震・噴火・津波危険補償、熱中症危険補償は24時間補償の対象となります。補償額は①死亡保険金(除く特定感染症保険)、②後遺障害保険金、③入院保険金日額、④通院保険金日額の下段()内の補償額(活動中以外)となります。

⑬(注6)1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。

“クラブ活動中”に他人の物を壊したり、他人をケガさせた場合に備える、

「老人クラブ団体賠償責任保険」もあります。詳しくは、全国老人クラブ連合会保険係へ資料請求ください。



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

(受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入依頼書等、
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/> (老人クラブ傷害保険) 検索

<取扱代理店> 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

<引受幹事保険会社> 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。

「老人クラブ傷害保険」

・老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険

・結合生活保険(傷害保険)

ご加入にあたっては、必ず「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡しいたします。ただし、保険契約によりますが、ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。